

千葉大学医学部附属病院 看護師特定行為研修

区分別科目 自施設実習に係る協力施設要項

当院では、区分別科目の実習を研修生の所属施設（自施設）で行うことを基本とします。そのためには、千葉大学医学部附属病院の協力施設として厚生労働省への申請が必要です。申請には以下の施設要件を満たす必要があります。

<協力施設になるための要件>

- 1) 研修生を指導する指導者(※)がいること
- 2) 医療安全体制が確保できること（対応組織の整備、緊急時の手順書、患者の相談体制等）
- 3) 受講科目の特定行為の実習症例数が、実習期間中に受講者が十分習得し得るだけの数を確保できること

(※) 指導者要件

- ① 実習時間に十分な指導時間を確保できること
- ② 医師又は歯科医師で指導にあたる者は、臨床研修指導医または臨床研修指導医と同等以上の経験（7年以上）を有すること。
- ③ 看護師で指導にあたる者は、特定行為研修を修了した者、またはこれに準ずること。
- ④ 指導にあたる者は、特定行為研修に必要な指導方法に関する講習会（特定行為研修指導者講習会等）を受けていることが望ましい。

なお、所属施設が上記施設要件を満たさない及び受講科目の一部において上記施設要件を満たせない場合は、科目によっては所属施設以外の協力施設、または研修機関である千葉大学医学部附属病院で実習します。

<チェックシートの提出>

出願の際、別紙様式4の「所属施設実習チェックシート」を提出ください。（実習施設を決定するために必要で、全員提出のこと）

<自施設実習の考え方と運用について>

研修後の所属施設での特定行為実践のため、所属施設の看護職員が所属施設（自施設）で実習を行うという観点から、当院からの実習費等のお支払は行わない方針です。研修受講にあたっては、当方針にご同意いただいた上で、ご出願ください。

※当院での研修受講が決定し、且つ自施設実習が可能な受講者については、当院の協力施設に登録するための申請書類を作成いただきます。作成方法等については、4月以降に事務担当者より別途ご案内申し上げます。なお、厚生労働省への提出手続きは、当院にて行います。